

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 1 号				
件 名	介護保険料納入額の年間集計期間の適正な運用を求めることについて				
要 旨	<p>新潟市は「介護保険料納入済額のお知らせ」のはがきを対象者に発送しています。1月1日から12月31日までに納入した合計額を介護保険料納入済額として通知しています。新潟市は、この介護保険料納入済額の集計を2月1日から翌年の1月31日までとしてデータ処理します。</p> <p>年間の納入額を集計する場合は、1月1日から12月31日とするのが通常のやり方と思いますが、新潟市は、公金日の関係で、2月1日から翌年の1月31日としていると説明しています。これでは、データ処理を業者に依頼する場合に、期間の指定に誤りが生じやすくなります。</p> <p>他の市町村では、1月1日から12月31日としていると聞きました。他の市町村にできて新潟市ができないことはないはずです。</p> <p>年金の特別徴収は2月、6月、8月、10月、12月の偶数月と決まっています。他の市町村も同じです。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 年間の介護保険料納入済額の集計期間を1月1日から12月31日とすること。</p> <p>2 業者に集計期間のデータ処理を依頼する場合は担当者任せにせず、決裁処理をすること。</p>				
付 託 年月日 委員会	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">令和4年12月5日</td> <td style="width: 20%; border: none;">第1項 第2項</td> <td style="width: 5%; border: none;">}</td> <td style="width: 45%; border: none;">市民厚生常任委員会</td> </tr> </table>	令和4年12月5日	第1項 第2項	}	市民厚生常任委員会
令和4年12月5日	第1項 第2項	}	市民厚生常任委員会		
受 理	令和4年11月18日 第395号				